

2015年2月13日

国土交通省中部地方整備局長
八 鍬 隆 様

設楽ダムの建設中止を求める会
代表 市野和夫

設楽ダム建設予定地周辺の地質地盤問題についての追加の公開質問、ならびに要請

2014年10月10日付で当会が貴職宛てに出した設楽ダム建設予定地周辺の地質地盤問題についての公開質問状(その2)に対する回答を未だ受け取っておりません。この間、私たちは独自の調査に基づいて、本宮山麓から北東方向に向かう第四紀断層(活断層)の存在を明らかにしました。この断層は約300mの変位を伴う横ずれ断層で、延長方向は設楽ダム予定地方面に向かっています。問題の重要性と工事用道路の着工準備が始まるなど事態が動いていることにかんがみ、さらに質問事項を追加します。

また、設楽ダム建設事業に関する地質調査において、国はダム建設の基本に関わる第四紀断層調査は、過去の文献に報告がないことを根拠にして、本格的な調査はまったくおこなって来ませんでした。それどころか、水漏れの可能性がある断層や地層について、また、ダム敷に向かう方向性をもつ断層について、それらの連続性についての調査はなされておられません。したがって、このままダム建設事業に着手するようなことがあってはなりません。

ダム建設のための道路や転流工の建設工事に取りかかるのを止め、基本的な地質地盤の調査をやり直し、ダム建設事業について根本的な見直しをすることを要請します。

(追加の質問)

1. 松戸西方の断層について

ダム敷右岸の松戸地区は、尾根筋が割れて凹状地形が発達していることから、ダム敷を設置できるか否かに関わる地質地盤上の弱点をもっている可能性が指摘されてきました(平成4年度設楽ダム地質調査検討業務委託,平成5年7月,アイドルエンジニアリング(株))。

平成5年度設楽ダム地質検討業務委託報告書(平成6年3月,建設省中部地方建設局設楽ダム調査事務所)には、この松戸地区の地質地盤状況を規制している可能性がある断層と弱線が示されています。表-4.1 ダムサイト付近に位置する断層一覧表の断層(松戸北西の林道、松戸西方の林道,報告書25ページ)で、図4-11 凹状地形分布図には断層(報告書39ページ)として示されています。なお、図4-11には、ダム敷を取り付ける右岸松戸の東西方向の尾根の北側、水田の縁に沿って東西方向の線状模様が示されています。報告書本文には、この線状模様については触れられておらず、凹状地形を規制するような弱線はないと結論されています(38ページ)。(大変紛らわしいですが、こちらの線状模様は上記の断層とは異なるものです。)

一方、平成元年度設楽ダム貯水池周辺地質概査業務委託報告書(平成2年3月,建設省中部地方建設局・アイドルエンジニアリング(株))には、表5-3 設楽ダムから半径10km

以内の線状模様一覧(65~66ページ)および、付図2.4 第四紀断層関連調査図が示されています。この表、図を検討してみると、田峯を通り、北東-南西方向に延びる線状模様番号25(方向N20E)があり、これを北東方向に延長すると、1km 足らずで上記の松戸西~北西の林道の断層 付近に達することが分かります。(参考図)

平成元年度の概査報告書の線状模様25と、平成5年度の検討業務報告書の断層 の関連、断層が連続している可能性および、それが第四紀断層である可能性について、慎重かつ詳細な調査がなされねばなりません。この問題は、ダム敷右岸の尾根の脆弱性に関わる重大問題です。

貴職におかれましては、この調査の必要なこととお認めになりますか？

2. 松戸尾根、地すべり土塊を切る断層について

平成4年度設楽ダムサイトボーリング調査その2 報告書(建設省中部地方建設局設楽ダム調査事務所,平成5年8月)によれば、23ページに、「D1(下流案)のボーリングと踏査結果により、新たな破碎帯を発見しF-5とした」と書かれ、表-4.2 破碎帯一覧表に掲載されています。また、付図1/5として、「調査位置及び地質平面図」が示されています。寒狭川下流の左岸に露頭を確認した地点が示されています。これをみると、この断層は下流案ダムサイト位置付近で寒狭川を横切って右岸松戸側斜面の大きな地すべり土塊を切り、松戸の凹状地に達しています。ダムサイト右岸の尾根の安定性に大きく関わっている可能性があります。

ところが、平成5年度設楽ダム地質検討業務委託報告書では、25ページの表-4.1に 断層として掲げられているものの、26~27ページにかけて説明され、「D1 ボーリングのみによって確認されており、地表踏査で確認されていない」とされています。

その後、平成8年度設楽ダム地質解析業務委託報告書では、表-3.3 ダムサイト近傍に位置する断層一覧に 断層として掲げられたものの、D1 ボーリングで見つかったが走向・傾斜ならびに長さが不明とされました。平成10年度では、表-3.4に同様の記述がなされました。平成12年度の報告書の設楽ダム貯水池内の断層一覧には、該当断層の記述がありませんが、表-4.2 ダムサイト近傍に位置する断層一覧表には、平成8年度、10年度と同様の記載となっています。平成20年度設楽ダム地質総合解析業務報告書では、設楽ダム貯水池内の断層一覧には該当断層の記述がなく、ダムサイトの断層についても規模の大きいものはF-2、F-3の二本だけであるとして、この断層の存在自体が不明とされました。

以上の経過をみてみますと、平成4年度設楽ダムサイトボーリング調査その2 報告書に明瞭に記述されているD1断層(F-5)が、ダムサイト右岸の安定性に関わる存在であることから、時間をかけて消し去られたのではないかと思います。

この点について、貴職の見解と、今後、どのように対応されるのか、お答えください。

以上、2点について、本年2月末までに、文書にてお答えください。

